お客さま各位

令和７年７月吉日
富山県信用組合

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、富山県信用組合では、政府が推進する「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、下記の通りのお取扱いを実施させていただきます。

今後もより一層のサービス・利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどお願い申し上げます。

記

1. 払戻請求書による当座預金出金の取扱開始

実施日	令和７年（2025 年）８月１日（金）
内容	① 小切手に代わる払戻方法として、当組合所定の払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱を開始いたします。なお、払戻請求書の取扱開始日以降もお手持ちの小切手用紙は、引き続きご利用いただけます。

2. 令和９年（2027 年）４月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止

実施日	令和７年（2025 年）10 月１日（水）
内容	① 令和９年（2027 年）４月１日（木）以降を期日とする手形等（令和９年（2027 年）４月１日（木）以降を振出日とする先日付小切手を含む）の代金取立の受付を停止いたします。

3. 約束手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出日	令和８年（2026 年）９月 30 日（水）
内容	① 最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は決済されなくなります。

4. 手形・小切手帳の発行終了

実施日	令和８年（2026 年）４月１日（水）
内容	① 約束手形帳、為替手形帳、小切手帳、自己宛小切手（保証小切手）の発行依頼の受付を終了いたします。 ② 署名鑑印刷のサービス受付も終了いたします。

【手形・小切手に代わる資金決済サービスのご案内】

当組合では、手形・小切手に代わる資金決済サービスとして、「法人インターネットバンキング」「でんさいサービス（電子記録債権サービス）」のご利用を推奨しております。

詳しくは店頭・窓口にてご確認ください。

お問い合わせ先

本支店名	住所	電話番号
砺波支店	砺波市栄町 5-26	0763-32-3351
庄川井波支店	砺波市庄川町金屋 2678-1	0763-82-0248
城端支店	南砺市城端 180-1	0763-62-0323
戸出支店	高岡市戸出町 3-8-5	0766-63-1150
福光支店	南砺市福光 7064-1	0763-52-1122
本店営業部	富山市大手町 3-5	076-421-5541
福野支店	南砺市福野 1762	0763-22-2218
魚津支店	富山市大手町 3-5　本店営業部内	076-421-5541
高岡支店	高岡市本町 2-1	0766-23-3580
射水支店	射水市八塚 483-1	0766-52-5525
本部	砺波市栄町 5-26	0763-33-7359

以上

富山県信用組合